

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和5年12月27日

水曜日

号外(2)

## 目次

<b>告 示</b>	
○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧	1
<b>公 告</b>	
○開発行為の工事完了	2
○行政書士の戒告処分	3

## 告 示

### 富山県告示第454号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

砺波市土地改良区から申請のあった若林4号南部地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和5年12月20日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 縦覧に供すべき書類  
土地改良事業計画書の写し  
定款の写し
- 縦覧の期間  
令和5年12月27日から  
令和6年1月31日まで
- 縦覧の場所  
砺波市役所

富山県告示第455号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

砺波市土地改良区から申請のあった中野45-1号地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年12月20日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 5 年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年12月27日から

令和 6 年 1 月31日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡上市町横越289番			中新川郡上市町横越41番地	株式会社東洋電制製作所

## 行政書士の戒告処分

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定による処分をしたので、同法第14条の5の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和5年12月19日

2 処分を受けた者の氏名、事務所の所在地及び登録番号

(1) 氏名 堀田 潤

(2) 事務所の所在地 中新川郡立山町利田 668番地7

(3) 登録番号 第20242420号

3 処分の内容

戒告

